

株 主 各 位

東京都江東区豊洲6丁目6番2号

中央魚類株式会社

代表取締役 今 村 忠 如
社長執行役員

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.chuogyorui.com>

（上記ウェブサイトアクセスしてください。）

「株主総会招集通知」：サイト上部の「投資家のみなさまへ」→「株主インフォメーション」→「株主総会情報」→「株主総会招集通知」

「事業報告書」：サイト上部の「投資家のみなさまへ」→「IRライブラリ」→「事業報告書」をそれぞれご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8030/teiiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「中央魚類」又は「コード」に当社証券コード「8030」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに、インターネット又は書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。（詳細については3頁～4頁をご参照ください。）

また、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 29階 銀河

3. 目的事項
報告事項
1. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください  
ますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置を取っ  
ている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載い  
たします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2026年6月25日(木曜日)午後5時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

## インターネットで議決権を行使される場合

---



スマートフォン（QRコードをご利用いただけます）又はパソコンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**行使期限** 2026年6月25日(木曜日)午後5時入力完了分まで

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月26日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



- ② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル 0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

## 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績に対応した期末配当を行うことを前提としつつ、営業基盤の強化や財務体質の健全性あるいは今後の事業展開への備えなどを総合的に勘案し、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

## 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1 株につき 金120円  
配当総額 金479, 304, 000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年 6 月29日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役10名（全員）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます  
取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1                                                                                                                                                                                              | まつもと たかし<br>松本孝志<br>(1955年6月6日生)  | 1974年4月 当社入社<br>2012年6月 当社取締役、執行役員、鮮魚部部长<br>2016年4月 当社常務取締役、常務執行役員、営業本部本部長<br>2018年5月 千葉中央魚類株式会社<br>代表取締役社長<br>2019年6月 当社常務取締役、常務執行役員、営業本部統括 兼 第一営業本部本部長<br>2020年6月 当社常務取締役、常務執行役員、営業本部統括<br>2021年5月 柏魚市場株式会社 取締役会長(現)<br>2022年6月 当社専務取締役、専務執行役員、全社統括<br>2024年4月 当社専務取締役、専務執行役員<br>2024年6月 当社取締役、専務執行役員(現) | 500株            |
| <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;<br/>当社入社以来長年にわたり水産卸事業の営業に従事し、現在は営業の陣頭指揮のみならず会社全体を見渡し経営にも携わっております。全国の荷主からの人望が厚く、高いリーダーシップと水産事業における深い見識も有しており、今回、当社グループ全体の企業価値向上と持続的成長を担っていただくことから、引き続き取締役候補者としております。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |
| 2                                                                                                                                                                                              | なかざわ つよし<br>中澤強志<br>(1967年1月11日生) | 1990年4月 当社入社<br>2014年4月 当社鮮魚部鮮魚第二課課長<br>2019年4月 株式会社水産流通出向<br>2021年4月 当社鮮魚部部长<br>2022年6月 当社執行役員、営業本部副本部長 兼 鮮魚部部长<br>2024年5月 当社執行役員、営業本部副本部長 兼 冷凍加工部部长<br>2024年6月 当社取締役、執行役員、営業本部本部長 兼 冷凍加工部部长<br>2025年4月 当社取締役、執行役員、営業本部本部長(現)                                                                             | 一株              |
| <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;<br/>当社入社以来長年にわたり水産卸事業の営業に従事し、また関連会社への出向経験から市場外物流業務に対する見識も有しており、現在は営業本部本部長として営業部門を牽引しており、今後も営業本部の陣頭指揮を執って頂くため、引き続き取締役候補者としております。</p>                                     |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 3          | あし かが きん べ え<br>足 利 金 兵 衛<br>(1942年 8 月 29 日 生)                                                                                                                                                                                                                                   | 1964年 4 月 株式会社足利本店入社<br>1974年 4 月 株式会社まるや 代表取締役社長<br>1984年 11 月 株式会社足利本店 代表取締役社長<br>2010年 12 月 同社取締役会長 (現)<br>2018年 6 月 当社社外取締役 (現)<br><重要な兼務の状況><br>・株式会社足利本店 取締役会長<br>(株式会社足利本店と当社との間には営業上<br>の取引があります。 )                     | 12,000株                     |
|            | <社外取締役候補者とした理由および期待される役割><br>当社取引先でもある株式会社足利本店の会長として長年会社経営に携わり、水産業界及び経営全般について経験、見識を有し、当社取締役会においても適切な監督を行っており、今後とも取締役会での適切な監督・助言を期待していることから引き続き取締役候補者としております。また、選任された場合、引き続き指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対して、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。                                            |                                                                                                                                                                                                                                 |                             |
| 4          | き そ たく ま<br>木 曽 琢 真<br>(1960年 9 月 11 日 生)                                                                                                                                                                                                                                         | 1983年 4 月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行<br>1988年 10 月 富士総合研究所株式会社 (現株式会社みずほ銀行) 入社<br>2011年 7 月 みずほ総合研究所株式会社 (現株式会社みずほ銀行) 上席執行役員<br>2019年 2 月 一般社団法人日本経済調査協議会 特別顧問<br>2019年 6 月 同協議会 専務理事<br>2022年 6 月 同協議会 顧問<br>2023年 6 月 当社取締役 (現) | 一株                          |
|            | <社外取締役候補者とした理由および期待される役割><br>銀行の調査部を経て、シンクタンクでは上席執行役員として長年の経験を有しており、日本経済全般に対する深い知見を有することから、水産事業を超えたより広い経済環境という視点から当社を取り巻く環境の変化に対する助言を期待し、引き続き取締役候補者としております。選任された場合は、引き続き当社の指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対して、客観的・中立的な立場で関与して頂く予定です。また、木曽氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員への届出を予定しております。 |                                                                                                                                                                                                                                 |                             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                   | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | わた なべ じゅん こ<br>渡 邊 淳 子<br>(1957年 5 月 26 日 生)       | 1980年 4 月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>2010年 5 月 みずほ総合研究所株式会社（現株式会社みずほ銀行）執行役員会員事業部長<br>2014年 4 月 常盤興産株式会社 執行役員営業本部長<br>2020年 3 月 J U K I 株式会社 社外監査役<br>2020年 6 月 常盤興産株式会社 常務取締役<br>2022年 6 月 カヤバ株式会社 社外監査役（現）<br>2023年 6 月 J U K I 株式会社 社外取締役<br>2025年 6 月 当社取締役（現）                                                 | 一株                          |
| ＜社外取締役候補者とした理由および期待される役割＞<br>銀行の支店長や人事部、シンクタンクの執行役員等を経て、常盤興産の取締役としてサービスや設備の増強を推進し、収益基盤を確立するとともに、同社において女性管理職を多数育成・輩出するなどの経験を有しており、当社においてダイバーシティー推進などの新たな視点から、当社の将来の発展に資する助言を期待し、引き続き取締役候補者としております。選任された場合、当社の指名・報酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対して、客観的・中立的な立場で関与して頂く予定です。また、渡邊氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員への届出を予定しております。 |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                             |
| 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ※<br>いち やま しょう いち<br>市 山 勝 一<br>(1965年 1 月 28 日 生) | 1988年 4 月 株式会社三菱銀行入行<br>（現 株式会社三菱UFJ銀行）<br>2009年 4 月 同行 八重洲通支社 法人第二部長<br>2013年 8 月 同行 鹿児島支社 支社長<br>2019年 1 月 当社入社 経理部部長<br>2019年 6 月 当社執行役員、管理本部副本部長<br>兼 経営企画室室長 兼 経理部部長<br>2020年 6 月 当社執行役員、管理本部副本部長<br>兼 総務部部長 兼 経理部部長<br>2021年 1 月 当社執行役員、管理本部副本部長<br>兼 総務部部長<br>2026年 4 月 当社執行役員、管理本部副本部長<br>兼 情報システム部部長（現） | 2,000株                      |
| ＜取締役候補者とした理由＞<br>銀行において支社長および法人部長を歴任し、財務、信用リスク管理およびコンプライアンスに関する高度な知見を有しております。<br>当社入社後は、執行役員・管理本部副本部長として、管理本部の統括および陣頭指揮のサポートをしてまいりました。今後も金融機関で培った客観的視点と当社経営に精通した経験を活かし、当社の持続的成長と企業価値向上の実現に向け、経営の意思決定および監督機能の強化に貢献することを期待し、新たに取締役候補者としております。                                                                        |                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                             |



| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生 年 月 日)                             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 7                                                                                                                                                                                                                                                   | ※<br>た な か て る<br>田 中 輝<br>(1963年3月26日生)     | 1988年4月 日本水産株式会社入社<br>(現株式会社ニッスイ)<br>2019年6月 同社執行役員 広域営業本部副本部長<br>2020年3月 同社執行役員 養殖事業推進部担当<br>2022年3月 同社執行役員 水産事業副執行 養殖事<br>業推進部担当<br>2024年6月 取締役執行役員 水産事業執行<br>2025年5月 同社代表取締役社長執行役員 最高経<br>営責任者 (CEO) (現)<br><重要な兼務の状況><br>・株式会社ニッスイ 代表取締役社長執行役員<br>(株式会社ニッスイと当社との間には営業上<br>の取引があります。 | 一株                          |
| <社外取締役候補者とした理由および期待される役割><br>株式会社ニッスイの代表取締役社長執行役員として水産及び食品事業の経営<br>の陣頭指揮を執り、深く幅広い知識・経験・洞察力を有していることから、水<br>産事業及び経営全般についての専門的観点からの監督、助言を頂くことを期待<br>し、新たに取締役候補者としております。また、選任された場合は、指名・報<br>酬委員会の委員として、役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対して、客観<br>的・中立的な立場で関与して頂く予定です。 |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                             |
| 8                                                                                                                                                                                                                                                   | ※<br>は っ と り あ つ し<br>服 部 篤<br>(1965年7月16日生) | 1988年4月 株式会社極洋入社<br>2012年8月 同社東京支社水産加工部長<br>2016年6月 同社水産加工第2部長<br>2020年6月 同社東京支社長<br>2020年6月 当社社外監査役<br>2023年4月 株式会社極洋執行役員 食品事業<br>本部長<br>2023年4月 同社取締役 食品事業本部長<br>2026年4月 同社取締役 水産事業本部長 (現)<br><重要な兼務の状況><br>・株式会社極洋 取締役 水産事業本部長<br>(株式会社極洋と当社との間には営業上の取<br>引があります。                    | 一株                          |
| <社外取締役候補者とした理由および期待される役割><br>株式会社極洋の取締役水産事業本部長として水産事業に深い見識と経験を有<br>しており、当社に対して水産事業における専門的観点からの監督、助言を頂く<br>ことを期待し、新たに取締役候補者としております。                                                                                                                  |                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                             |

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 当社と営業上の取引がある取引先の会長である足利金兵衛氏、取引先の代表者である田中輝氏、取引先の取締役である服部篤氏を除き、各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

3. 足利金兵衛氏、木曾琢真氏、渡邊淳子氏、田中輝氏、服部篤氏は社外取締役候補者であります。前記の五氏はともに経済界や水産業界における豊かな経験と見識により当社経営上有用なご助言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社における社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって足利金兵衛氏は8年、木曾琢真氏は3年、渡邊淳子氏は1年となります。なお、取締役を選任された場合には木曾琢真氏並びに渡邊淳子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定となっております。
4. 当社は、社外取締役候補者の五氏が就任した場合は、五氏との間で会社法第427条第1項の規定及び定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役を選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2027年3月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制強化のため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                     | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| あん さい とし ろう<br>安 西 敏 郎<br>(1963年4月10日生)                                                                                                              | 1987年4月 三菱商事株式会社入社<br>2020年6月 日本超低温株式会社代表取締役社長、日超<br>オペレーション株式会社<br>代表取締役社長<br>2023年4月 日本超低温株式会社相談役、<br>日超オペレーション株式会社相談役 | 一株                          |
| <監査役候補者とした理由><br>三菱商事株式会社では水産部門での経験があり、日本超低温株式会社、日超オペレーション株式会社の代表取締役社長を歴任し、経営の一端を担ってきました。水産物だけでなく物流業界での経営経験が豊富なことから、当社への適切な監査を行って頂くため、監査役候補者としております。 |                                                                                                                          |                             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 安西敏郎氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 当社は、安西敏郎氏が就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。  
 4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行つた行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。) なお、2027年3月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬の限度額は、2025年6月27日開催の第78期定時株主総会において、年額240百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものいたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普

通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とまらない範囲において、取締役会において決定します。

また、対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役5名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予

め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### （３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と、単年度の業績に連動す

る賞与、株式報酬で構成する。社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

#### **b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針**

基本報酬は、月例の固定報酬とし、①代表権報酬、②グループ監督報酬、③取締役報酬、④執行役員報酬の4つで構成する。①代表権報酬は、代表権を持つ取締役に対して支給する。②グループ監督報酬は、グループ他社を監督する代表取締役および取締役に対して支給する。③取締役報酬は、代表取締役および取締役に對して支給する。④執行役員報酬は、執行役員を兼務する代表取締役および取締役に支給する。

なお、これらの基本報酬は、当社の事業環境、社会情勢や同業他社の水準等を考慮の上、必要に応じて見直すものとする。

#### **c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）**

業績連動報酬である賞与は、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とし、各取締役の役位、単年度の会社業績、各取締役の経営への貢献度の3要素で決定する。賞与は、各取締役の役位に応じて基準額を定め、会社業績については、当社事業の成果を適切に反映するとの判断から営業利益及び当期純利益を主な指標とし、目標値への達成度を勘案して業績係数を決定する。最終的な賞与支給額は、これらの役位別基準額と業績係数に加え、各取締役の経営への貢献度に関する評価結果を、総合的に勘案して決定する。

非金銭報酬は譲渡制限付株式とし、株主との価値共有を進めると共に、取締役のグループ全体の価値向上を図るインセンティブを付与することを目的として、各取締役に金銭報酬債権を支給する。なお、支給額は、前年度の各取締役の固定報酬を基準に一定の割合を乗じて報酬額を決定する。

賞与並びに譲渡制限付株式の対象となる金銭報酬債権は、それぞれ毎年一定の時期に支給する。

#### **d. 金銭報酬の額、業績連動報酬並びに非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

種類別の報酬割合については、2019年9月に設置した指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会（取締役会決議に基づき、委任を受けた代表取締役社

長)は、指名・報酬委員会の答申内容をふまえて、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

**e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与の額及び各取締役の評価とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役及び代表取締役により構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容をふまえて決定をしなければならないこととする。



## 《ご参考》

当社では、取締役会の諮問機関として2019年9月に社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会（社外取締役、代表取締役にて構成）を設置し、取締役の候補者につき審議し、取締役会に答申しております。

取締役会では、当該答申を受けて候補者の決定をしております。

## 取締役および監査役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

・第2号議案ならびに第3号議案が承認された場合の取締役および監査役の専門性と経験は、次の通りであります。

| 氏 名    | 性別 | 役 職     | 専門性・経験   |           |                         |                        |            |                 |                   |
|--------|----|---------|----------|-----------|-------------------------|------------------------|------------|-----------------|-------------------|
|        |    |         | 企業<br>経営 | 財務<br>・会計 | 法務・<br>コンプ<br>ライア<br>ンス | 営業・<br>マーケ<br>ティン<br>グ | テクノ<br>ロジー | 労務・<br>人材開<br>発 | リスク<br>マネジ<br>メント |
| 松本 孝志  | 男性 | 代表取締役社長 | ○        |           |                         | ○                      |            | ○               | ○                 |
| 中澤 強志  | 男性 | 取 締 役   |          |           |                         | ○                      |            | ○               | ○                 |
| 足利 金兵衛 | 男性 | 社外取締役   | ○        |           |                         |                        |            |                 | ○                 |
| 木曾 琢真  | 男性 | 社外取締役   | ○        |           | ○                       |                        |            | ○               |                   |
| 渡邊 淳子  | 女性 | 社外取締役   | ○        | ○         |                         |                        |            | ○               |                   |
| 市山 勝一  | 男性 | 取 締 役   |          | ○         | ○                       |                        | ○          | ○               |                   |
| 田中 輝   | 男性 | 社外取締役   | ○        |           | ○                       | ○                      | ○          |                 | ○                 |
| 服部 篤   | 男性 | 社外取締役   |          |           |                         | ○                      |            |                 | ○                 |
| 池本 新介  | 男性 | 監 査 役   |          | ○         |                         | ○                      |            |                 |                   |
| 澤野 敬一  | 男性 | 社外監査役   |          |           | ○                       |                        | ○          |                 | ○                 |
| 平尾 嘉昭  | 男性 | 社外監査役   |          |           | ○                       |                        |            | ○               | ○                 |
| 安西 敏郎  | 男性 | 社外監査役   |          |           | ○                       |                        |            | ○               | ○                 |

以 上

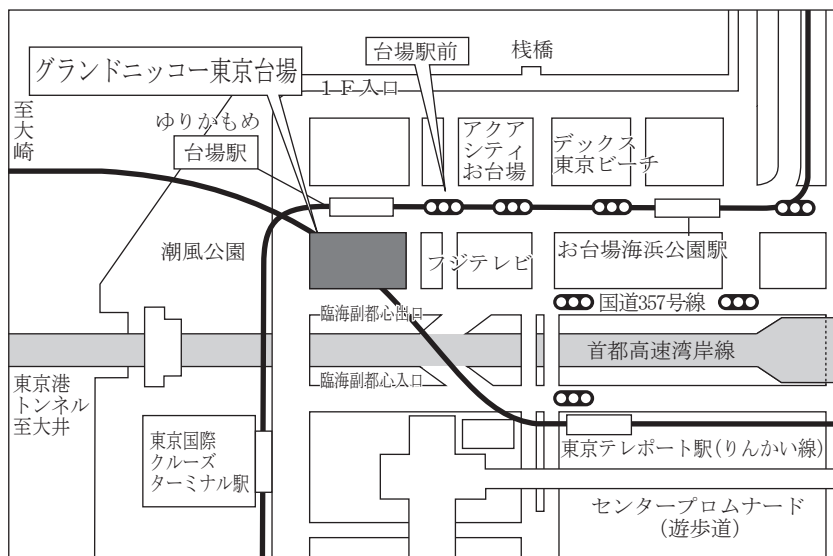
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内略図



東京都港区台場二丁目6番1号  
グランドニッコー東京 台場 29階 銀河  
電話 03(5500)6711

- ゆりかもめ 台場駅直結
- りんかい線 東京テレポート駅より徒歩約15分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuogyorui.com>) に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、事前に、当社のHPを必ずご確認ください。

(第79期定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第 79 期 報 告 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連結計算書類に係る会計監査人監査報告  
計算書類に係る会計監査人監査報告  
監 査 役 会 監 査 報 告

中 央 魚 類 株 式 会 社

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要を背景に、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、食品や生活必需品の物価上昇による消費者の節約志向の高まりに加え、米国の政策に起因する国際情勢や世界経済の変動を背景として、原料相場の高止まりをはじめ各種コストの上昇が継続するなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、売上高は当社グループの中核事業である水産物卸売事業において増加しました。単価高の影響とともに、数量面においても天然魚の水揚げ減少傾向が続くなか、サンマの水揚げ増、養殖魚の需要増により生鮮魚の取扱い数量は前年並みを確保したことや、冷凍加工業者向けの冷凍加工原料の取扱い数量は相場高により減少する一方、量販店、外食向けのエビ・カニ・サケ等の冷凍加工品の取扱い数量が増加したことにより、売上高は増加しました。営業利益は水産物卸売事業においては原材料高の影響があり、全体では若干減少となりました。冷蔵倉庫事業においては、人件費や営業費が増加しましたが、保管料・荷役料の値上げや業務の効率化に努め、利益は増加しました。

その結果、当社グループ売上高は158,598百万円（前年同期比5.8%増）となり、営業利益は3,273百万円（前年同期比1.4%増）、経常利益は3,746百万円（前年同期比6.8%増）となりました。また投資有価証券売却益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は2,945百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

当社グループの事業部門別の概況は次のとおりであります。

#### <水産物卸売事業>

水産物卸売事業は、大衆魚の水揚げが不安定でありましたが、サンマの水揚げ増や冷凍品の取扱い増により、セグメント売上高は149,281百万円（前年同期比6.2%増）となり、エビ・カニ・サケ等の商材を中心に、量販店や業務筋向けの販売が好調でした。一方、原材料の高騰や集荷販売経費等の増加によりセグメント利益は1,864百万円（前年同期比6.9%減）となりました。

#### <冷蔵倉庫事業>

冷蔵倉庫事業は、入出庫量の減少がありましたが、保管料等の値上げを行い、売上高は8,043百万円（前年同期比0.2%増）となりました。人件費や電力

料が増加しましたが、業務の効率化に努め、セグメント利益は783百万円（前年同期比23.6%増）となりました。

#### <不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業は、売上高586百万円（前年同期比2.6%減）となり、修繕費等が増加しましたが、セグメント利益は590百万円（前年同期比7.2%増）となりました。

#### <荷役事業>

荷役事業は、売上高は687百万円（前年同期比1.0%減）となりましたが、人件費の増加、トラックの入替による経費増により、セグメント利益は32百万円（前年同期比21.8%減）となりました。

#### （事業部門別売上高明細）

| 事業区分    | 2025年度（当期） |       | 前期比   |
|---------|------------|-------|-------|
|         | 金額         | 構成比   |       |
|         | 百万円        | %     | %     |
| 水産物卸売事業 | 149,281    | 94.1  | 106.2 |
| 冷蔵倉庫事業  | 8,043      | 5.1   | 100.2 |
| 不動産賃貸事業 | 586        | 0.4   | 97.4  |
| 荷役事業    | 687        | 0.4   | 99.0  |
| 合計      | 158,598    | 100.0 | 105.8 |

#### （2）設備投資の状況

当期中における当社グループの設備投資の総額は1,606百万円であります。その主な内容は、冷蔵倉庫事業における修繕費用等であります。

### (3) 対処すべき課題

我々を取り巻く事業環境は、気候変動に伴う海水温の上昇や生態系の変化により水産資源の不安定化が進み、持続可能な資源管理や漁獲・養殖技術の高度化が求められております。国内においては人口減少や消費者ニーズの多様化による需要構造の変化が進行しており、海外においては輸送コストの高騰や国際情勢の影響等により、原材料調達や価格面での不確実性が高まっております。これらの動向を踏まえ、持続可能なビジネスモデルの構築や、品質管理、販路拡大に注力していく必要があります。

このような背景を踏まえ、当社は2026年5月に中期経営計画2028（3ヵ年計画）を策定し、グループ各社がそれぞれの機能を高めるための投資や整備、また人材育成を通じた人的資本の充実を図り、当社グループとして顧客の経営課題の解決につながる付加価値の高い提案を推進してまいります。

詳細は、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.chuogyorui.com/>

2027年3月期の連結業績予想につきましては、一部水産物の市況変化も見込み売上高1,590億円、営業利益30億円、経常利益33億円、親会社株主に帰属する当期純利益は有価証券売却益を見込まないため、22億円となる見通しであります。

水産物卸売事業では、需給・相場を見極めた最適な商品提案、販売先オペレーションに対応する軽加工、消費者ニーズを満たす加工商品の開発を通じ、価値訴求型の営業を強化してまいります。

冷蔵倉庫事業においては、保管スペースが逼迫した状況が続き、取扱量の大幅な増加が見込みにくい環境にあります。このため、限られた施設を前提に収益性を高めるべく、オペレーションの効率化とコスト構造の改善に取り組んでまいります。

不動産賃貸事業は、賃貸物件のリノベーションにより物件価値の向上を図り、賃貸収入の増加を進めてまいります。

荷役事業においては、荷役事業に加えてロジスティクス事業の新規顧客開拓により売上拡大を進めるとともに、合理的な人員配置および経費削減に取り組んでまいります。

当社は、卸売市場における公共的使命を担う企業として食の安全・安心の重要性を従来にも増して強く認識し、消費者が安心して食することのできる安全な商品の取り扱いに最大限の努力をしまっている所存です。また、デジタル化推進によって、情報連携の迅速化と品質管理の強化を図り、豊富な品揃えと産地情報を活用した集荷力、販売力の向上とともに、グループ各社とのシステム連携による業務効率の向上も目指してまいります。



当社グループでは、グループ全体の効率的な会社運営を目指すとともに、引き続きコスト削減などの経営改善に取り組んでまいります。さらに、コンプライアンスの向上、社会規範の順守、債権管理強化等による健全な財務体質の構築、グループ会社を横断した人的資源の相互活用や人材教育の充実に意を用い、取引先各位に信頼され、社会から必要とされる企業グループとして努力してまいります。

#### (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

##### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                       | 2022年度<br>第 76 期 | 2023年度<br>第 77 期 | 2024年度<br>第 78 期 | 2025年度<br>第 79 期<br>(当 期) |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 137,482          | 137,588          | 149,902          | 158,598                   |
| 経常利益 (百万円)                | 2,127            | 2,576            | 3,508            | 3,746                     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 1,387            | 2,134            | 2,901            | 2,945                     |
| 1株当たり当期純利益(円)             | 347.40           | 534.42           | 726.41           | 737.31                    |
| 総資産 (百万円)                 | 73,293           | 78,415           | 74,760           | 83,121                    |
| 純資産 (百万円)                 | 26,121           | 30,999           | 33,811           | 38,488                    |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分           | 2022年度<br>第 76 期 | 2023年度<br>第 77 期 | 2024年度<br>第 78 期 | 2025年度<br>第 79 期<br>(当 期) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売上高 (百万円)     | 98,182           | 98,512           | 102,983          | 108,745                   |
| 経常利益 (百万円)    | 831              | 592              | 1,385            | 1,845                     |
| 当期純利益 (百万円)   | 635              | 1,033            | 1,769            | 1,942                     |
| 1株当たり当期純利益(円) | 159.08           | 258.76           | 442.91           | 486.23                    |
| 総資産 (百万円)     | 35,990           | 39,721           | 41,546           | 51,622                    |
| 純資産 (百万円)     | 18,227           | 21,883           | 23,562           | 27,106                    |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

# (5) 重要な子会社等の状況

| 会 社 名           | 資 本 金 | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容      |
|-----------------|-------|-----------|--------------------|
|                 | 百万円   | %         |                    |
| 柏 魚 市 場 株 式 会 社 | 80    | 100.0     | 水産物卸売事業            |
| 株 式 会 社 ホ ウ ス イ | 2,485 | 100.0     | 冷 蔵 倉 庫 事 業        |
| マルナカロジスティクス株式会社 | 20    | 95.0      | 水産物卸売事業<br>荷 役 事 業 |

(注) 連結子会社は、上記重要な子会社3社のほか、(株)水産流通、中央フーズ(株)、(株)せんにち、(株)豊海を含む7社であります。また、持分法適用関連会社は、船橋魚市(株)1社であります。

# (6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事 業 区 分       | 事 業 の 内 容                                      |
|---------------|------------------------------------------------|
| 水 産 物 卸 売 事 業 | 東京都内および千葉県内の公設卸売市場ならびに市場外における水産物およびその加工製品の卸売業等 |
| 冷 蔵 倉 庫 事 業   | 首都圏における冷蔵倉庫業                                   |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 | 保有する不動産の一部の賃貸業                                 |
| 荷 役 事 業       | 豊洲市場内における水産物等の荷役業                              |

# (7) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

| 名 称             | 営 業 所 名 ( 所 在 地 )                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央魚類株式会社        | 本 社 (東京都江東区、豊洲市場)                                                                                                                                                                                                            |
| 柏魚市場株式会社        | 本 社 (千葉県柏市、柏市場)                                                                                                                                                                                                              |
| 株式会社ハウスイ        | 本 社 (東京都江東区)<br>仙台支店 (宮城県仙台市)、大阪支店 (大阪府吹田市)、<br>福岡支店 (福岡県福岡市)、豊洲冷蔵庫 (東京都江東区)、<br>豊海第一冷蔵庫、豊海第二冷蔵庫、豊海第三冷蔵庫 (以上<br>東京都中央区)、大井冷蔵庫 (東京都大田区)、船橋冷蔵<br>庫 (千葉県船橋市)、市川物流センター (千葉県市川市)、<br>厚木物流センター (神奈川県伊勢原市)、川島物流センタ<br>ー (埼玉県比企郡川島町) |
| マルナカロジスティクス株式会社 | 本 社 (東京都江東区)                                                                                                                                                                                                                 |
| 株式会社水産流通        | 本 社 (東京都中央区、豊海流通センター)                                                                                                                                                                                                        |

(8) 使用人の状況 (2026年 3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数      | 前期末比増減    |
|---------|-----------|-----------|
|         | 名         | 名         |
| 水産物卸売事業 | 486 (466) | △40 (△17) |
| 冷蔵倉庫事業  | 230 (5)   | 28 (3)    |
| 荷役事業    | 78 (25)   | △1 (7)    |
| 合 計     | 794 (496) | △13 (△7)  |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均就業人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|------|--------|
| 名    | 名      | 歳    | 年      |
| 217  | 9      | 44.2 | 14.8   |

(注) 使用人数は就業人員であり、上記のほか臨時雇用者が2名おります。

(9) 主要な借入先 (2026年 3月31日現在)

| 借入先         | 借入残高  |
|-------------|-------|
|             | 百万円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 9,963 |
| 株式会社みずほ銀行   | 3,440 |
| 株式会社三井住友銀行  | 3,321 |
| 城北信用金庫      | 1,662 |
| 株式会社きらぼし銀行  | 1,657 |

## 2. 会 社 の 現 況

### (1) 株 式 の 状 況 (2026年3月31日現在)

- |            |         |
|------------|---------|
| ① 発行可能株式総数 | 6,240千株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,315千株 |
| ③ 株主数      | 5,589名  |
| ④ 大株主      |         |

| 株 主 名                     | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------|-------|---------|
|                           | 千株    | %       |
| 株 式 会 社 ニ ッ ス イ           | 479   | 12.0    |
| 株 式 会 社 足 利 本 店           | 305   | 7.6     |
| 株 式 会 社 極 洋               | 214   | 5.3     |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行     | 180   | 4.5     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 180   | 4.5     |
| 東 洋 水 産 株 式 会 社           | 161   | 4.0     |
| 株 式 会 社 築 地 蟹 商           | 108   | 2.7     |
| 伊 藤 裕 康                   | 99    | 2.4     |
| INTERACTIVE BROKERS LLC   | 94    | 2.3     |
| 株 式 会 社 ニ チ レ イ フ レ ッ シ ュ | 59    | 1.4     |

(注) 当社は自己株式(321,100株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                          |
|-----------|---------|----------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 今 村 忠 如 | 社長執行役員<br>株式会社豊海 代表取締役社長               |
| 取 締 役     | 松 本 孝 志 | 専務執行役員<br>柏魚市場株式会社 取締役会長               |
| 取 締 役     | 福 元 勝 志 | 執行役員、管理本部本部長 兼 情報システム部部长               |
| 取 締 役     | 三 田 薫   | 執行役員、経営戦略室室長                           |
| 取 締 役     | 中 澤 強 志 | 執行役員、営業本部本部長                           |
| 取 締 役     | 浜 田 晋 吾 | 株式会社ニッスイ 代表取締役会長                       |
| 取 締 役     | 足 利 金兵衛 | 株式会社足利本店 取締役会長                         |
| 取 締 役     | 久 光 弘 祐 | 株式会社極洋 執行役員 東京支社長                      |
| 取 締 役     | 木 曾 琢 真 |                                        |
| 取 締 役     | 渡 邊 淳 子 | カヤバ株式会社 社外監査役                          |
| 常 勤 監 査 役 | 池 本 新 介 |                                        |
| 監 査 役     | 澤 野 敬 一 |                                        |
| 監 査 役     | 平 尾 嘉 昭 | 弁護士<br>アイザワ証券グループ株式会社 社外取締役<br>(監査等委員) |

- (注) 1. 取締役 浜田晋吾、取締役 足利金兵衛、取締役 久光弘祐、取締役 木曾琢真、取締役 渡邊淳子の五氏は社外取締役であります。
2. 監査役 澤野敬一、監査役 平尾嘉昭の両氏は社外監査役であり、取締役 木曾琢真氏、取締役 渡邊淳子氏、監査役 平尾嘉昭氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。
5. 2025年6月27日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって代表取締役 伊藤裕康氏は任期満了のため取締役を退任いたしました。

#### ② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、2021年2月26日開催の取締役会にて決議された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決

定方針の改定を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

**a. 基本方針**

当社の取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と、単年度の業績に連動する賞与で構成する。社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

**b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針**

基本報酬は、月例の固定報酬である取締役報酬を支給する。これに加えて、代表取締役については代表権報酬を支給し、グループ会社全体を監督する会長、社長、副社長についてはグループ監督報酬を支給する。なお、執行役員を兼務する者については、別途定める執行役員報酬を支給する。これらの基本報酬は、当社の事業環境、社会情勢や同業他社の水準等を考慮の上、必要に応じて見直すものとする。

**c. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）**

業績連動報酬である賞与は、業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とし、各取締役の役位、単年度の会社業績、各取締役の経営への貢献度の3要素で決定する。賞与は、各取締役の役位に応じて標準額を定め、会社業績については、当社事業の成果を適切に反映するとの判断から営業利益を主な指標とし、目標値への達成度を勘案して業績係数を決定する。最終的な賞与支給額は、これらの役位別標準額と業績係数に加え、各取締役の経営への貢献度に関する評価結果を、総合的に勘案して決定する。なお、賞与を支給する場合は、所定の時期に一括で支給するものとする。

**d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**

種類別の報酬割合については、2019年9月に設置した指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会（下記eの委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

**e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項**

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与の額及び各取締役の評価とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役、社長及び会長により構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定をしなければならないこととする。

**ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等**

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |           |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|-----------------------|
|                    |                 | 基 本 報 酬         | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 199<br>(45)     | 184<br>(45)     | 14<br>(－) | －<br>(－) | 11<br>(5)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 21<br>(8)       | 21<br>(8)       | －<br>(－)  | －<br>(－) | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 219<br>(54)     | 205<br>(54)     | 14<br>(－) | －<br>(－) | 14<br>(7)             |

- (注) 1. 上記の支給額合計219百万円のうち、社外役員（社外取締役5名、社外監査役2名）に対する支給額は54百万円です。
2. 当事業年度に係る業績連動報酬等につきましては、単体における売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益及び卸売事業における営業利益を勘案した上で、営業利益を業績連動報酬額の指標とした業績係数と、各取締役の目標の達成度を勘案した評価係数を、役位毎に定められた賞与標準額に乗じて決定しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第78期定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役年額50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は5名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第63期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長執行役員今村忠如に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### イ. 兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）

- ・取締役 浜田晋吾氏は、株式会社ニッスイの代表取締役社長執行役員を兼務しております。なお、当社は株式会社ニッスイとの間に営業上の取引があります。
- ・取締役 足利金兵衛氏は、株式会社足利本店の取締役会長を兼務しております。なお、当社は株式会社足利本店との間に営業上の取引があります。
- ・取締役 久光弘祐氏は、株式会社極洋の執行役員 東京支社長を兼務しております。なお、当社は株式会社極洋との間に営業上の取引があります。
- ・取締役 渡邊淳子氏は、カヤバ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とカヤバ株式会社との間に営業上の取引はありません。
- ・監査役 平尾嘉昭氏は、アイザワ証券グループ株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社とアイザワ証券株式会社との間に営業上の取引はありません。

#### ロ. 主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 浜田晋吾氏は、当期中に開催された取締役会には15回中11回出席し、主に水産業界の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業及び経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 足利金兵衛氏は、当期中に開催された取締役会には15回中15回出席し、主に水産業界の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業及び経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 久光弘祐氏は、当期中に開催された取締役会には15回中14回出席し、主に水産業界の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業及び経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 木曾琢真氏は、当期中に開催された取締役会には15回中15回出席し、主に日本経済の動向について経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業を超えたより広い経済環境という視点から経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。



- ・取締役 渡邊淳子氏は、取締役就任以降、当期中に開催された取締役会には12回中11回出席し、主にダイバーシティ推進など、今までの当社にはない新しい視点から経営上有益な発言を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産事業を超えたより広い経済環境という視点から経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・監査役 澤野敬一氏は、当期中に開催された取締役会には15回中15回出席し、監査役会には14回中14回出席しております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては監査の実施状況および結果について意見交換を行い、必要な協議を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に水産資源の政策について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・監査役 平尾嘉昭氏は、当期中に開催された取締役会には15回中15回出席し、監査役会には14回中14回出席しております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては監査の実施状況および結果について意見交換を行い、必要な協議を行っております。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家として専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称  
監査法人 和宏事務所

#### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額              | 30百万円 |
| 2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

##### ① 決議の内容の概要

- ・ 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

当社は取締役会及び経営会議において、各部門担当取締役及び執行役員から職務の執行状況について随時報告を求め、コンプライアンス状況をモニタリングする。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス統括部署と連携し、コンプライアンスプログラムを立案・実行する。また、業務監査室は監査役会及び監査法人と必要な意見・情報交換を随時行い、内部通報制度を構築し適正な運用を実施する。

当社は財務報告の適正性を確保するため、関連する社内規程等を整え、財務報告の適正性を確保する方策を策定してこれを継続的に管理・運用することにより、金融商品取引法と関連法令等に基づく内部統制システムを構築する。

コンプライアンス上の問題が発生した場合、コンプライアンス委員会に諮って意見を伺い、弁護士等の専門家の助言を受けるなどして適切な対応と再発防止策を速やかに実施する。

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係しないことを企業倫理として掲げるとともに、反社会的勢力による被害を防止するため対応部署と責任者を定めて一元的管理を行い、所轄警察署等と緊密な連携のもと毅然とした態度で対処する。

- ・ 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の職務の執行に係る情報は、関係法令や社内規程に則り適切に保存・管理するとともに、所管部門においては、容易に検索・閲覧ができる状態を整備するものとする。

- ・ 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社では、各部門を担当する取締役及び執行役員により、各担当部門において内在しかつ想定されるリスクを分析し管理することを随時実施する。これを経営会議に諮り、全社的にリスク対応のできる体制を整備するとともに、緊急事態発生時については、経営会議主導による迅速な対応策を実行できる体制とする。また、リスクの未然防止のために、随時、社内教育にも力を注ぐこととする。

業務監査室は各部門の事業監査を通じてリスク管理体制の状況を経営会議に報告する。

- ・ 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役会は年度計画を策定し、代表取締役は目標達成に向けてこれを遂行する。その目標を適切に遂行できるよう、毎月1回開催する業績対策会議等において全社的浸透を図る。

職務遂行が適正かつ効率的になされるよう社内決裁基準に則って、社内各責任者に権限が委譲されるものとする。

経営会議では取締役及び執行役員の職務執行の進捗状況について随時報告がなされるものとし、その他経営上の諸問題等について迅速な対応がとれるよう原則として月2回開催する。

- ・ 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

イ、当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第5号イ）

ロ、当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ロ）

ハ、当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）

ニ、当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号ニ）

グループ各社はコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的業務体制、文書保存体制等についてそれぞれ社内体制を確立するようコンプライアンスプログラムを策定し、当社コンプライアンス委員会に四半期毎に進捗を報告する。当社は、グループ会社の進捗を当社の進捗状況と併せて半期毎に当社取締役会に報告する。

グループ各社において不適切な取引その他コンプライアンス上重大な問題が発生するおそれが生じた場合や会社の財産に著しい損害を及ぼすおそれが生じた場合は、当社グループの役職員が当社代表取締役、コンプライアンス統括部署又は業務監査室に直接に通報できる体制を整える。

グループ全体の経営を統括し適切に管理するため、グループ各社代表者が出席するグループ社長会を原則として毎月1回開催し、それぞれ職務執行状況の報告や重要な経営施策の検討を行う。

- ・ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）、当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役設置会社の監査役の第1号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号）

監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置かないものの、監査役会の求めに応じて総務部、経理部の各スタッフがサポートする。

業務監査室は、監査役会との協議に基づき監査役会の要請する監査を実施しその結果を監査役会に報告できる体制とする。

監査役の職務を一定期間、常時補助することとなった使用人は、監査役会の指揮命令下で行動する。また、当該使用人の人事考課につき、監査役補助業務に従事した期間分については監査役会が意見を述べるようにする。

- ・ 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

イ、当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）

ロ、当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号ロ）

当社グループの役職員は、当社の各監査役及び監査役会の求めに応じて職務の執行状況を遅滞なく報告し又は必要な資料等を提出しなければならないものとする。

当社グループの役職員は職務の執行に際し、法令・定款・社内規程に違反する事項その他コンプライアンス上重大な事項又は会社の財産に著しい損失を及ぼすおそれが発生した場合は、直ちに当社の各監査役又は監査役会に直接報告することができる体制を整備する。

当社業務監査室は定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理との現状を当社の監査役又は監査役会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、定期的に当社グループの役職員からの内部通報の状況について当社の各監査役又は監査役会に報告する。

ハ、監査役へ前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社は当社の監査役へ当該報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- 二、当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

当社は、監査役がその職務の執行について当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ・ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

監査役会からの監査基準・計画は取締役、執行役員全員に回覧し監査の実施に協力する体制をとる。

監査役会は代表取締役との定例的な意見交換を行う。

監査役会と業務監査室とは監査の意見・情報交換を随時行う。

監査役会と業務監査室と監査法人とは必要により連携して監査業務を遂行する。

監査役会の監査業務につき独自に弁護士等の専門家の助言を受ける機会を保障する。

社内重要会議議事録や稟議書その他監査役会が必要とする文書については監査役会に遅滞なく回覧される体制を整備する。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 （会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第118条第2項）

当社及びグループ各社では、継続的に内部統制システムの整備に取り組んでおります。運用状況につきましては、運用上見出された問題点、改善及び再発防止策への取り組みを毎月、取締役会及び監査役会に報告、協議することにより適切な内部統制システムの整備、運用を実施しております。

グループ各社につきましては毎月1回行うグループ社長会において運用状況の報告がされることにより内部統制システムの運用状況の把握をしております。

また、コンプライアンス意識の徹底を図るため、当社及びグループ会社にてコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス委員会により四半期毎に進捗をモニタリングし、半期毎に取締役会に報告しております。

本報告書に記載した金額および株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>          |               | <b>(負債の部)</b>                |               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>35,349</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>25,966</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 7,406         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 11,228        |
| 売 掛 金                  | 13,236        | 短 期 借 入 金                    | 9,075         |
| 商 品 及 び 製 品            | 14,482        | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金    | 1,975         |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 57            | 未 払 金                        | 262           |
| そ の 他                  | 508           | 未 払 法 人 税 等                  | 694           |
| 貸 倒 引 当 金              | △342          | 賞 与 引 当 金                    | 423           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>47,772</b> | 役 員 賞 与 引 当 金                | 25            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>26,972</b> | 修 繕 引 当 金                    | 30            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 17,442        | そ の 他                        | 2,251         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 1,623         | <b>固 定 負 債</b>               | <b>18,667</b> |
| 土 地                    | 6,218         | 長 期 借 入 金                    | 11,631        |
| リ ー ス 資 産              | 1,106         | 繰 延 税 金 負 債                  | 3,810         |
| 建 設 仮 勘 定              | 391           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 12            |
| そ の 他                  | 191           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 1,570         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,617</b>  | 長 期 未 払 金                    | 91            |
| 借 地 権                  | 2,516         | そ の 他                        | 1,551         |
| そ の 他                  | 1,100         | <b>負 債 合 計</b>               | <b>44,633</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>17,181</b> | <b>(純資産の部)</b>               |               |
| 投 資 有 価 証 券            | 15,560        | <b>株 主 資 本</b>               | <b>27,785</b> |
| 長 期 貸 付 金              | 21            | 資 本 金                        | 2,995         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 545           | 資 本 剰 余 金                    | 18            |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 703           | 利 益 剰 余 金                    | 25,473        |
| 差 入 保 証 金              | 291           | 自 己 株 式                      | △701          |
| そ の 他                  | 158           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>8,858</b>  |
| 貸 倒 引 当 金              | △99           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 8,763         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>83,121</b> | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 94            |
|                        |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>1,844</b>  |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>38,488</b> |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>83,121</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 158,598 |
| 売上原価            |       | 143,191 |
| 売上総利益           |       | 15,407  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 12,134  |
| 営業利益            |       | 3,273   |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息及び受取配当金     | 441   |         |
| 持分法による投資利益      | 17    |         |
| その他             | 216   | 676     |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 178   |         |
| その他             | 23    | 202     |
| 経常利益            |       | 3,746   |
| 特別利益            |       |         |
| 投資有価証券売却益       | 634   | 634     |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産除却損         | 30    |         |
| 固定資産減損損失        | 9     |         |
| 製品廃棄損失          | 29    |         |
| 投資有価証券減損損失      | 1     | 71      |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 4,309   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,229 |         |
| 法人税等調整額         | △4    | 1,225   |
| 当期純利益           |       | 3,084   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 139     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 2,945   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                   | 2,995   | 18        | 23,007    | △701    | 25,319      |
| 剰余金の配当                        |         |           | △479      |         | △479        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 2,945     |         | 2,945       |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —         | 2,465     | △0      | 2,465       |
| 当連結会計年度末残高                    | 2,995   | 18        | 25,473    | △701    | 27,785      |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                  |                   | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |         |           |
| 当連結会計年度期首残高                   | 6,653                 | 64               | 6,717             | 1,774   | 33,811    |
| 剰余金の配当                        |                       |                  |                   |         | △479      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                       |                  |                   |         | 2,945     |
| 自己株式の取得                       |                       |                  |                   |         | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>連結会計年度中の変動額(純額) | 2,110                 | 30               | 2,140             | 69      | 2,210     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 2,110                 | 30               | 2,140             | 69      | 4,676     |
| 当連結会計年度末残高                    | 8,763                 | 94               | 8,858             | 1,844   | 38,488    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### [連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7 社

主要な連結子会社の名称 (株)ホウスイ、柏魚市場(株)  
マルナカロジスティクス(株)、(株)水産流通

##### (2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 (有)マルナカサービス

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

関連会社の数 1 社

主要な関連会社の名称 船橋魚市(株)

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称 (有)マルナカサービス

持分法を適用しない主要な関連会社の名称 北海道ベスカ(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 棚卸資産

商品及び製品…………… 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切  
下げの方法により算定しております。)

原材料…………… 先入先出法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切  
下げの方法により算定しております。)

## ②有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

③デリバティブ……………時価法

## (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～47年

機械装置及び運搬具 4～12年

### ②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3)重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ③役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ④修繕引当金

当社は社宅及び賃貸不動産の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ⑤役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ. 水産物卸売事業

当事業は、水産物の委託販売業務および買付販売業務、リテールサポート業務などを行っております。水産物の委託販売業務におきましては代理人取引にあたるため顧客から受け取る対価の総額ではなく、純額(手数料相当額)を収益として認識しております。買付品販売業務におきましては商品売買取引であり、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、リテールサポート業務では、主に顧客に代わって仕入先に発注・決済その他作業等の納品サポートを行う業務であり、顧客に商品が納品された時点で収益を認識しております。

##### ロ. 冷蔵倉庫事業

当事業は、冷蔵倉庫における保管業務やそれに付随した入出庫業務などを行っております。これらの業務については荷物を保管する契約期間を履行義務の充足期間として収益を認識しております。運送取扱料収入につきましては、代理人取引にあたるため、顧客から受け取る対価の総額ではなく、純額(手数料相当額)を収益として認識しております。

##### ハ. 不動産賃貸事業

当事業は、通常の賃貸借取引に準じた金額を収益として認識しております。

##### ニ. 荷役事業

当事業は、豊洲市場内において行われる商品の運搬や荷役、市場外のお客様に荷物を運搬しており、荷物を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品の販売などについて出荷基準の場合に、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であれば、出荷時に収益を認識しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

為替変動リスクを回避するために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判断を行っております。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| 商品及び製品                            | 14,482百万円 |
| 通常の販売目的で保有する商品の<br>収益性の低下による簿価切下額 | 48百万円     |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産の貸借対照表価額は主として個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額の算出方法については、見積売価に期末在庫数量を乗じて算出しております。見積売価については、期末日に最も近い通常取引における販売価格などにより見込んでおります。

正味売却価額の見積りは、市場の需給関係に影響を受けること、容易に見積れないものがあること等の不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|           |        |
|-----------|--------|
| 貸倒引当金（流動） | 342百万円 |
| 貸倒引当金（固定） | 99百万円  |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、売掛金や貸付金等の債権について、一般債権については、滞留期間や内容によって一定のルールのもと貸倒引当金を算定しており、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に財政状態、経営成績等を考慮して算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合には貸倒引当金を積み増すことがあり、翌連結会計年度以降に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |        |
|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 545百万円 |
|--------|--------|

なお、上記の繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物   | 9,070百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 440百万円   |
| 土地        | 3,195百万円 |

(2) 担保に係る債務

|               |          |
|---------------|----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,608百万円 |
| 長期借入金         | 9,896百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,412百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,315千株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当連結会計年度期首 | 増 加 | 減 少 | 当連結会計年度末 |
|----------|-----------|-----|-----|----------|
| 普通株式(千株) | 321       | 0   | -   | 321      |

(変動の事由概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

### (1)配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 479             | 120.0           | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

- (2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定であります。

- ①配当金の総額 479百万円
- ②1株当たり配当額 120.0円
- ③基準日 2026年3月31日
- ④効力発生日 2026年6月29日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び預け金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。市場価格のない株式等については定期的に財務諸表を取り寄せ、財務内容を把握しております。長期貸付金は、取引先企業等に対し行っております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。営業債務の一部に原料等の輸入に伴う外貨建て債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、将来の為替相場による損失を回避するため、為替予約取引において、財務上発生している為替リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためデリバティブ取引を導入しています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。  
 なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                        | 連結貸借対照表<br>計上額（百万円） | 時価（百万円）  | 差額(百万円) |
|------------------------|---------------------|----------|---------|
| (1) 投資有価証券<br>其他有価証券   | 14,800              | 14,800   | —       |
| (2) 長期貸付金<br>貸倒引当金（＊3） | 21<br>△10           |          |         |
|                        | 11                  | 11       | △0      |
| 資産計                    | 14,812              | 14,812   | △0      |
| 長期借入金（＊4）              | (13,606)            | (12,132) | △1,474  |
| 負債計                    | (13,606)            | (12,132) | △1,474  |
| デリバティブ取引               | —                   | —        | —       |

（＊）負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

（＊1）「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊2）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。  
 当該金融資産の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分     | 連結貸借対照表計上額<br>（百万円） |
|--------|---------------------|
| 関係会社株式 | 502                 |
| 非上場株式  | 257                 |

（＊3）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊4）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価（百万円） |      |      |        |
|---------|---------|------|------|--------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券  |         |      |      |        |
| その他有価証券 |         |      |      |        |
| 株式      | 14,800  | —    | —    | 14,800 |
| 資産計     | 14,800  | —    | —    | 14,800 |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分       | 時価（百万円） |        |      |        |
|----------|---------|--------|------|--------|
|          | レベル1    | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 長期貸付金    | —       | 11     | —    | 11     |
| 資産計      | —       | 11     | —    | 11     |
| 長期借入金    | —       | 12,132 | —    | 12,132 |
| デリバティブ取引 | —       | —      | —    | —      |
| 負債計      | —       | 12,132 | —    | 12,132 |

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。



## デリバティブ取引

為替予約の振当て処理によるものは、ヘッジ対象とされている営業債務と一体として処理されているため、その時価は、当該営業債務の時価に含めて記載しております。

## 長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベルの2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### 【賃貸等不動産に関する注記】

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、主に賃貸用の建物等（土地を含む）を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------|-------|
| 1,469      | 3,965 |

（注1） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2） 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額または市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

〔収益認識に関する注記〕

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|                         | 報告セグメント     |            |             |      | 合計      |
|-------------------------|-------------|------------|-------------|------|---------|
|                         | 水産物<br>卸売事業 | 冷蔵倉庫<br>事業 | 不動産<br>賃貸事業 | 荷役事業 |         |
| 一時点で移転<br>される財          | 149,062     | 134        | —           | 687  | 149,884 |
| 一定の期間に<br>わたり移転さ<br>れる財 | 218         | 7,909      | —           | —    | 8,127   |
| 顧客との契約<br>から生じる収<br>益   | 149,281     | 8,043      | —           | 687  | 158,012 |
| その他の収益                  | —           | —          | 586         | —    | 586     |
| 外部顧客への<br>売上高           | 149,281     | 8,043      | 586         | 687  | 158,598 |

(2) 顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4．会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 12,622 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 13,236 |
| 契約負債(期首残高)          | 120    |
| 契約負債(期末残高)          | 40     |

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において売掛金と表示しております。

当連結会計年度において、契約資産はありません。

契約負債は主に、商品の引渡前顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債の残高について、重要な変動は特にありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約期間が一年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

**〔1株当たり情報に関する注記〕**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 9,174円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 737円31銭   |

**〔重要な後発事象に関する注記〕**

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目       | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|-----------|--------|---------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)        |        |
| 流動資産      | 24,655 | 流動負債          | 19,429 |
| 現金及び預金    | 7,172  | 受託販売未払金       | 404    |
| 売掛金       | 6,460  | 買掛金           | 5,346  |
| 商品        | 7,220  | 短期借入金         | 12,386 |
| 短期貸付金     | 3,728  | 1年以内返済予定長期借入金 | 217    |
| その他の      | 164    | 未払金           | 25     |
| 貸倒引当金     | △90    | 未払費用          | 546    |
|           |        | 未払法人税等        | 279    |
|           |        | 賞与引当金         | 140    |
|           |        | 役員賞与引当金       | 14     |
|           |        | 修繕引当金         | 30     |
|           |        | その他の          | 37     |
| 固定資産      | 26,966 | 固定負債          | 5,086  |
| 有形固定資産    | 1,945  | 長期借入金         | 734    |
| 建物        | 863    | 繰延税金負債        | 3,468  |
| 備品        | 33     | 退職給付引当金       | 251    |
| 土地        | 908    | 預り保証金         | 633    |
| 建設仮勘定     | 139    | 負債合計          | 24,515 |
| 無形固定資産    | 2,741  | (純資産の部)       |        |
| 借地権       | 1,745  | 株主資本          | 18,593 |
| ソフトウェア    | 969    | 資本金           | 2,995  |
| ソフトウェア仮勘定 | 26     | 資本剰余金         | 1,342  |
| 投資その他の資産  | 22,280 | 資本準備金         | 1,337  |
| 投資有価証券    | 14,494 | その他資本剰余金      | 5      |
| 関係会社株式    | 6,727  | 利益剰余金         | 14,956 |
| 長期貸付金     | 298    | 利益準備金         | 748    |
| 前払年金費用    | 591    | その他利益剰余金      | 14,207 |
| 差入保証金     | 147    | 固定資産圧縮積立金     | 117    |
| その他の      | 121    | 別途積立金         | 6,850  |
| 貸倒引当金     | △99    | 繰越利益剰余金       | 7,239  |
|           |        | 自己株式          | △701   |
|           |        | 評価・換算差額等      | 8,512  |
|           |        | その他有価証券評価差額金  | 8,512  |
| 資産合計      | 51,622 | 純資産合計         | 27,106 |
|           |        | 負債及び純資産合計     | 51,622 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   |         |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高                 |       | 108,745 |
| 売 上 原 価               |       | 101,910 |
| 売 上 総 利 益             |       | 6,834   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 6,047   |
| 営 業 利 益               |       | 787     |
| 営 業 外 収 益             |       |         |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 1,073 |         |
| そ の 他                 | 75    | 1,149   |
| 営 業 外 費 用             |       |         |
| 支 払 利 息               | 91    |         |
| そ の 他                 | 0     | 92      |
| 経 常 利 益               |       | 1,845   |
| 特 別 利 益               |       |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 634   | 634     |
| 特 別 損 失               |       |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 25    | 25      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |       | 2,454   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 520   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △8    | 512     |
| 当 期 純 利 益             |       | 1,942   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |           |                |           |                  |           |                  |      |             |
|---------------------------|---------|-----------|----------------|-----------|------------------|-----------|------------------|------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金 |                  |           |                  | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                           |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金  |           |                  |      |             |
|                           |         |           |                |           | 固 定 資 産<br>圧縮積立金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |      |             |
| 当 期 首 残 高                 | 2,995   | 1,337     | 5              | 748       | 117              | 6,850     | 5,777            | △701 | 17,131      |
| 当 期 変 動 額                 |         |           |                |           |                  |           |                  |      |             |
| 剰余金の配当                    |         |           |                |           |                  |           | △479             |      | △479        |
| 当期純利益                     |         |           |                |           |                  |           | 1,942            |      | 1,942       |
| 自己株式の取得                   |         |           |                |           |                  |           |                  | △0   | △0          |
| 税率変更による積立金の調整<br>額        |         |           |                |           |                  |           |                  |      |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額(純額) |         |           |                |           |                  |           |                  |      |             |
| 当 期 変 動 額 合 計             | －       | －         | －              | －         | －                | －         | 1,462            | △0   | 1,462       |
| 当 期 末 残 高                 | 2,995   | 1,337     | 5              | 748       | 117              | 6,850     | 7,239            | △701 | 18,593      |

|                           | 評価・換算差額等             | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|----------------------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |           |
| 当 期 首 残 高                 | 6,431                | 23,562    |
| 当 期 変 動 額                 |                      |           |
| 剰余金の配当                    |                      | △479      |
| 当期純利益                     |                      | 1,942     |
| 自己株式の取得                   |                      | △0        |
| 税率変更による積立金の調整<br>額        |                      |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期中の変動額(純額) | 2,081                | 2,081     |
| 当 期 変 動 額 合 計             | 2,081                | 3,544     |
| 当 期 末 残 高                 | 8,512                | 27,106    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 棚卸資産

商品……………個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

##### (2) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの……時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～47年

備品 4～12年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについて社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 修繕引当金

社宅及び賃貸不動産の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

(5)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は発生時の翌事業年度から10年の定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

水産物卸売事業

当事業は、水産物の委託販売業務および買付販売業務を行っております。水産物の委託販売業務におきましては代理人取引にあたるため顧客から受け取る対価の総額ではなく、純額(手数料相当額)を収益として認識しております。買付品販売業務におきましては商品売買取引であり、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品の販売などについて出荷基準の場合に、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の期間であれば、出荷時に収益を認識しております。

不動産賃貸事業

当事業は、通常賃貸借取引に準じた金額を収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 商品                                | 7,220百万円 |
| 通常の販売目的で保有する商品の<br>収益性の低下による簿価切下額 | 9百万円     |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は主として個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

当該正味売却価額の算出方法については、見積売価に期末在庫数量を乗じて算出しております。見積売価については、期末日に最も近い通常取引における販売価格などにより見込んでおります。

正味売却価額の見積りは、市場の需給関係に影響を受けること、容易に見積れないものがあること等の不確実性を伴うため、正味売却価額が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。



(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |       |
|-----------|-------|
| 貸倒引当金（流動） | 90百万円 |
| 貸倒引当金（固定） | 99百万円 |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、売掛金や貸付金等の債権について、一般債権については、滞留期間や内容によって一定のルールのもと貸倒引当金を算定しており、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に財政状態、経営成績等を考慮して算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合には貸倒引当金を積み増すことがあり、翌事業年度以降に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |      |
|--------|------|
| 繰延税金資産 | 一百万円 |
|--------|------|

なお、上記の繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額             | 1,943百万円 |
| 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 |          |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権             | 3,935百万円 |
| 3. 関係会社に対する長期金銭債権             | 285百万円   |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債務             | 3,724百万円 |

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 6,782百万円 |
| 仕入高        | 1,820百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 455百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 701百万円   |

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増 加 | 減 少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|-----|-----|--------|
| 普通株式(千株) | 321     | 0   | -   | 321    |

(変動の事由概要)

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |         |
|-----------|---------|
| 貸倒引当金     | 59百万円   |
| 退職給付引当金   | 79百万円   |
| 賞与引当金     | 44百万円   |
| 投資有価証券評価損 | 342百万円  |
| その他       | 106百万円  |
| 繰延税金資産小計  | 632百万円  |
| 評価性引当額    | △406百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 225百万円  |

(繰延税金負債)

|             |          |
|-------------|----------|
| その他有価証券評価差額 | 3,453百万円 |
| 固定資産圧縮積立金   | 54百万円    |
| 前払年金費用      | 186百万円   |
| 繰延税金負債合計    | 3,693百万円 |
| 繰延税金負債の純額   | 3,468百万円 |

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 子会社等

| 種類  | 会社等の<br>名 称 | 事業の<br>内容又は<br>職業         | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |                   | 取 引 の<br>内 容                     | 取引金額<br>(百万円)                   | 科 目                    | 期末残高<br>(百万円)     |
|-----|-------------|---------------------------|-------------------------------|------------|-------------------|----------------------------------|---------------------------------|------------------------|-------------------|
|     |             |                           |                               | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係        |                                  |                                 |                        |                   |
| 子会社 | 柏魚市場㈱       | 水産物<br>卸売事業               | 所有直接<br>100.0                 | 兼任<br>1名   | 商品の<br>販売・<br>仕入等 | 資金の借入<br>資金の返済<br>利息の支払          | 6,240<br>4,140<br>19            | 短期借入金<br><br>未払利息      | 2,930<br><br>1    |
|     |             | 水産物<br>卸売事業<br>冷蔵倉庫<br>事業 | 所有直接<br>100.0                 | 兼任<br>3名   | 商品の<br>販売・<br>仕入等 | 資金の貸付<br>資金の回収<br>利息の受取          | 11,586<br>10,648<br>9           | 長期貸付金<br>短期貸付金<br>未収利息 | 285<br>1,257<br>0 |
|     | 中央フーズ㈱      | 水産物卸<br>売事業               | 所有<br>直接40.0<br>間接60.0        | 兼任<br>なし   | 商品の<br>販売・<br>仕入等 | 商品の販売<br>資金の貸付<br>資金の回収<br>利息の受取 | 5,157<br>15,441<br>13,711<br>15 | 売掛金<br><br>短期貸付金       | 140<br><br>2,217  |
|     |             |                           |                               |            |                   |                                  |                                 |                        |                   |
|     |             |                           |                               |            |                   |                                  |                                 |                        |                   |
|     |             |                           |                               |            |                   |                                  |                                 |                        |                   |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 商品の販売については、当社と資本関係を有しない他の取引先と同じ取引条件、価格は同じ決定方法によっております。
- 借入金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 貸付金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の<br>名 称    | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容       |            | 取引の<br>内 容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目             | 期末残高<br>(百万円) |
|-----------------------------|----------------|-------------------|-------------------------------|------------|------------|------------|---------------|----------------|---------------|
|                             |                |                   |                               | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |            |               |                |               |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 株式会社 株式会社 株式会社 | 鮮魚卸売事業            | 被所有直接 7.66                    | 兼任 1 名     | 鮮魚等の仕入     | 商品の仕入      | 273           | 受託販売未払金<br>買掛金 | 0<br>3        |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売については、当社と資本関係を有しない他の取引先と同じ取引条件、価格は同じ決定方法によっております。

[収益認識に関する注記]

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 6,786円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 486円23銭   |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年 5 月25日

中央魚類株式会社

取締役会 御 中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所

東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 大 塚 尚 吾  
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 鹿 倉 良 洋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央魚類株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央魚類株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年 5 月25日

中央魚類株式会社

取締役会 御中

監査法人 和宏事務所

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚 吾  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鹿倉 良 洋  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央魚類株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。



- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の基本方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の基本方針、監査の計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、業務監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類等の監査結果

会計監査人(監査法人和宏事務所)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人(監査法人和宏事務所)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

中央魚類株式会社 監査役会

監査役(常勤) 池 本 新 介 (印)

監査役(社外) 澤 野 敬 一 (印)

監査役(社外) 平 尾 嘉 昭 (印)

以 上